

個人の「識別」のための制度とプライバシー —社会保障・税番号制度を契機として—

[堀部政男先生編著『行政手続番号法の意義と課題』
掲載予定論文の紹介]

駒澤大学GMS学部 松前恵環

2013.9.1

配布用資料

1

報告の流れ

1. 検討の背景と対象
2. 検討の概要
3. 今後の検討に向けた視点

2

1. 検討の背景と対象

3

本論文の背景と検討対象

- 背景—個人の「識別」に焦点を当てることの意義—
 - 社会保障・税番号制度の今後の展開のための検討の必要性
 - 個人を「識別」するための多様な仕組みとその重要性の増大
 - プライバシー・個人情報保護のための法制度の検討における重要性

- 検討対象
 - 個人を識別するための「国家」の「制度」

4

2. 検討の概要

5

本論文の概要

- I 個人の「識別」の意義と制度
 - 1 個人の「識別」という行為
 - 2 個人の識別のための制度の展開
- II 個人の識別のための制度の展開に見る三つの傾向
 - 1 識別の「程度」の強化
 - 2 識別の「対象」の拡大
 - 3 結び付けられる「データ」の増大
- III プライバシーの観点からの検討
 - 1 識別子の性質とプライバシー
 - 2 匿名性の喪失とプライバシー
 - 3 個人像の生成とプライバシー
- IV 今後の検討に向けた視点

6

個人の「識別」という行為

「識別」という言葉の意味

- 「識別」という言葉の意味: 「みわけること」
- ‘identify’ という英語の日本語訳:
人(物)を同一人(物)であると確認する。
身元を確認する。識別する。
- 類似の、ないし、関連のある言葉
e.g., 「身元確認」「身分証明」「本人特定/確認」 etc.

個人の「識別」という行為の意義

- ある人が誰であるのかを明らかにする
(特定ないし確認すること)
- 「データと特定の人間との結び付け」(*1)

(*1) Roger Clarke, *Human Identification in Information Systems: Management Challenges and Public Policy Issues* (1994).
<http://www.rogerclarke.com/DV/HumanID.html> (last visited Aug. 30, 2013).

7

個人の識別のための国家制度の展開

古代

- ・ローマ帝国: 奴隷・兵士・市民を見分けるための、印をつけた骨や牙の破片の利用

近代国家による「移動する身体」の管理

- ・累犯者の特定: ベルティヨンによる「人体測定法」
- ・各種の身分登録制度、パスポートの普及

20世紀以降

- ・生体情報の利用
- ・諸外国における国民IDカードの導入

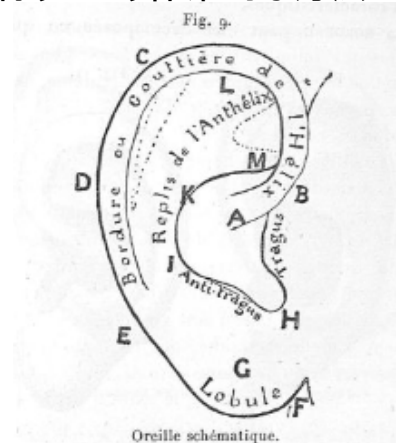
See e.g., DAVID LYON, *IDENTIFYING CITIZENS* (2009);
JOHN TORPEY, *THE INVENTION OF THE PASSPORT: SURVEILLANCE, CITIZENSHIP AND THE STATE* (2000).
邦語文献としては、渡辺公三『司法的同一性の誕生』(言叢社、2003年);
橋本一徑『指紋論—心霊主義から生体認証まで』(青土社、2010年)等を参照。

8

(参考) ベルティヨンの「人体測定法」

- ・身体の一部の部分を測定して書式の決まったカードに記録し、常習犯の識別を行うという体系的な方法

- ①身長
- ②頭部の長さ
- ③頭部の幅
- ④両腕を伸ばした長さ
- ⑤座高
- ⑥頬の幅
- ⑦左手の中指
- ⑧左手の小指
- ⑨足
- ⑩前腕
- ⑪右耳の長さ



Alphonse Bertillon, *La Photographie judiciaire* (1890), available at <http://web2.bium.univ-paris5.fr/livanc/?cote=70671&do=chapitre> (last visited Aug. 30, 2013)

9

個人の識別のための制度の展開に見る三つの傾向

①識別の「程度」の強化

- 「識別子」として何を用いるのかという問題
 - 個人の主観を排した客観的かつ科学的な方法へ

②識別の「対象」の拡大

- 誰を識別の対象とするのかという問題
 - 特定のカテゴリに属する人から広く一般市民へ

③結合される「データ」の増大

- いかなるデータを個人に結び付けるのかという問題
 - 個別に構築されてきた制度の統合や連携、共通の識別子や基盤を用いる「多目的」の制度へ

10

(参考) 個人の識別のための制度の「多目的」化

R. クラークによる、個人の識別のための制度の「多目的(multi purpose)」化に関する分析:

- これまで個別に構築されてきた制度を統合し、共通の識別子や基盤を用いるようになるという傾向
- その背景事情
 - ▶複数の組織が個人の識別のための共通の基盤を用いることによるコストの削減
 - ▶複数の組織間内部での個人についてのデータの共有可能性 等

Roger Clarke, *Human Identification in Information Systems: Management Challenges and Public Policy Issues* (1994).
<http://www.rogerclarke.com/DV/HumanID.html> (last visited Aug. 29, 2013).

11

個人の識別のための国家の制度の二面性

国家による「承認」の側面

国家に対する様々な権利の主張、行政サービスの享受、公共の安全の享受 等

国家による「管理」の側面

プライバシーへの脅威、様々な自由(表現の自由、移動の自由等)に影響が及ぶ可能性 等

See JANE CAPLAN & JOHN TORPEY, DOCUMENTING INDIVIDUAL IDENTITY 13 (2001).

12

(参考) 個人情報保護WGにおける議論

資料1-①

税・社会保障に関する番号制度に対する国民の懸念

	具体的な懸念	関連する主な事件	具体策
国(行政)に対する懸念	国家による国民の監視・監督についての懸念	○国民の勤務先や家族の状況、各種納税・社会保障料支払いに関する情報、社会保障給付に関する情報、各種経済取引活動・消費活動に関する情報、更に制度設計によっては消費の嗜好が国家により一元管理されるのではないか。	○防衛庁の海軍三等海佐が個人の発意により、情報公開請求者についての個人情報を含む開示請求者リストを作成した事案(2002年)
	不適正行為についての懸念	○正当な理由がないにもかかわらず、保有する番号及び個人情報第三者に提供してしまうのではないか。 ○コンピュータウイルスやハッキングの被害による情報の漏えいがあるのではないか。 ○行政機関による個人情報の改ざん・虚偽の記録があるのではないか。 ○行政機関がその職務の用以外の用に供する目的でファイル又はデータベースを作成するのではないか。	○経産省の元職員が個人情報を含むデータをUSBメモリに記録して持ち出し、紛失した事案(2006年) ○京都府宇治市の住民基本台帳を利用したシステム開発に従事した再々委託先従業員が、21万人分の台帳データを各簿業者に売却した事案(1999年) ○神奈川県教育委員会のシステム開発を担当した再々委託先従業員のパソコンより、同県立高校生徒の個人情報約11万人分がインターネットのファイル交換ソフトを通じて漏えいした事案(2008年) ○社会保険庁職員が恒常的に年金記録等の改ざんを行った事案(2007年) ○防衛省鹿兒島地方協力本部の所長が、隊員出身地カードデータをCD-Rに無断複製し、不動産会社役員に売却した事案(2009年)
	目的外利用についての懸念	○本人が知らぬ間に目的外で利用されるのではないか。	○社会保険庁職員が私用目的で年金加入者の年金納付記録を開覧した事案(2004年)
一般個人・企業に対する懸念	不適正行為についての懸念	○第三者の成りすましによる番号及び個人情報の不正取得行為があるのではないか。 ○民間事業者による情報漏えいがあるのではないか。 ○コンピュータウイルスやハッキングの被害による情報の漏えいがあるのではないか。	○東京都等において偽造運転免許による住民基本台帳カードの詐欺が発生した事案(2010年) ○A企業の社員が約1万人分の社員の個人情報ファイルを記録したUSBメモリに入れたデータを盗み持ち出した事案(2005年) ○B企業の元契約社員が9企業のサーバーに不正アクセスし、約450万人分の顧客データを漏えいさせた事案(2004年) ○C企業の元社員が個人情報約860万件分を不正に持ち出し、インターネット・通話録音グループに売却した事案(2007年) ○医療センターの個人情報約26万人分がインターネットのファイル交換ソフトを通じて漏えいした事案(2006年)
	目的外利用についての懸念	○本人が知らぬ間に目的外で利用されるのではないか。	○訪問介護事業者が訪問介護記録を作成し、不正に介護報酬を請求した事案(2011年) ○金融機関が個人の信用情報を本人の同意を得ずに、与信審査目的以外の目的で第三者に提供した事案(2005年)
			○自己情報へのアクセス記録の確保 ○第三者機関 ○目的外利用・提供の制限等 ○罰則の強化 ○プライバシーに対する影響評価

「個人情報保護ワーキンググループ」第2回資料1,
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jouhouwg/dai2/siryou1_1.pdf (last visited Aug. 30, 2013)

13

プライバシーの観点からの検討

①識別子の性質とプライバシー(←識別の「程度」の強化)

- 識別子となる情報それ自体がセンシティブな性質
 - 大量の情報と個人を結び付ける「鍵」としての機能
- ※不正利用(なりすまし等)のリスク

②匿名性の喪失とプライバシー(←識別の「対象」の拡大)

- 匿名性がプライバシーとの関係で有する意義
- 匿名性が保護されるべき場面と個人の識別が必要な場面

③個人像の生成とプライバシー(←結合される「データ」の増大)

- 個人に関する大量の情報の「集積」による私事の露呈
- 集積された情報に基づく「評価」や「決定」

14

3. 今後の検討に向けた視点

15

今後の検討に向けた三つの視点

- 個人を識別するための国家の制度が包含する
二面性:「承認」と「管理」
- 個人の識別のための制度をプライバシーの観点から
考慮する際の三つの要素:
 - ①個人の識別の「程度」、②識別の「対象」、
 - ③結び付けられるデータの「範囲」→制度の目的に応じてこれらの「変数」をどのように
組み合わせていくか
- プライバシーの法理との関係:
プライバシー保護の前提としての匿名性の意義

16